

まちづくり基本条例修正(案)

平成 25 年 10 月

安平町まちづくり基本条例 目次

前 文	3
第1章 総 則	5
第1条 目 的	
第2条 条例の位置付け	
第3条 定 義	
第4条 まちづくりの基本理念と基本原則	
第2章 情報の公開と共有	7
第5条 情報公開	
第6条 情報提供と情報発信	
第7条 説明責任	
第8条 選 挙	
第9条 会議の公開	
第10条 個人情報保護	
第3章 町民参画の推進	10
第11条 町民参画の権利と責任	
第12条 参画機会と広聴制度	
第13条 住民投票制度	
第14条 行政手続	
第15条 パブリックコメント	
第4章 協働と連携協力（重点化）	13
第16条 コミュニティにおける町民の役割	
第17条 参加と協働	
第18条 担い手づくり	
第19条 町と自治会、町内会との連携	
第20条 地域活動団体との連携	
第21条 地域間連携	
第22条 国、北海道及び他の市町村との連携	

第5章 政策活動の推進（重点化）	17
第23条 総合計画の策定	
第24条 計画の体系化	
第25条 財政運営等	
第26条 行財政改革	
第27条 行政評価	
第6章 行政組織と職員	21
第28条 行政組織の編成	
第29条 危機管理体制	
第30条 職員政策	
第7章 議会の役割	23
第31条 議会の役割と責務	
第32条 議員の役割と責務	
第8章 町民、町長、及び職員の責務	24
第33条 町民の責務	
第34条 町長の責務	
第35条 職員の責務	
第36条 意見、要望、苦情等への対応	
第9章 町民自治推進委員会と実行性の確保	26
第37条 町民自治推進委員会の設置	
第38条 条例の見直し	

まちづくり基本条例 前文

私たちは、北から南へと清流あびら川に沿い、広大な自然と実り豊かな大地に抱かれ、農業・酪農・鉄道が融合したまちとして発展し、住み良い自然環境と交通の利便性を享受しながら、健康的で快適な暮らしを営んでいる安平町の町民です。

私たちは、先人の弛まぬ努力と英知によって開墾し興した生業なりわいの地に歴史を刻み、培われた風土と文化を受け継ぎ、新しい時代の進路を切り拓き、いつまでも住み続けられる自立した地域として、次の世代へと引き継いでいかなければなりません。

そのため、私たちが自治の主役として、自らの責任において主体的に考え積極的に行政に参加するとともに、「町民一人ひとりが夢を育むまち」、「明るく笑顔が広がる安全安心なまち」、「すべての福祉のために支え合うまち」、「生涯学習を推進し人権を尊重するまち」、「文化を育み心豊かに暮らすまち」、「のどかな住環境を未来のこどもに引継ぐまち」を目指していきます。

私たちは、こうしたまちづくりを実現するため、町民の権利と義務を明らかにし、すべての町民が互いに力を合わせ自分の役割を果たすための最高規範として「安平町まちづくり基本条例」を制定します。

【まちづくり基本条例を制定する理由】

平成 12 年に地方分権一括法が施行され、市町村の位置付けが、それまでの国の下請け機関的なものから、国及び都道府県と対等な「地方の政府」へと大きく変化するなど、近年、全国各地の自治体で地方分権改革が進展してきました。

安平町ではこうした地方分権の時代にあって、地域課題への対応について、誰がどのような役割を担い、どのような方法でまちづくりを進めていくかなど、具体的な自治の仕組みや基本ルールをつくることが必要となり、「まちづくり基本条例」の策定作業に着手しました。

【前文の解説】

前文は、この条例の制定にあたっての趣旨を明らかにするため、憲法と同様に設けることとしましたが、安平町では「町民憲章」を制定していないことから、これまで旧町の「町民憲章」が示していた町が目指すまちづくりの願いを「表徴」する役割も合わせ持たせています。

また、前文では、旧町がこれまで歩んできた歴史と雄大な自然の中で開拓してきた先人たちから受け継いだ地域特性（農業・酪農・軽種馬産地・鉄道文化・交通の要衝・チーズ発祥の地）を継承・発展させ、新たな安平町の風土として、知恵や文化を後世に語り伝え「人と人が繋がりをもち、生涯にわたり生き生きと暮らすことができる地域社会の実現」とともに、自然豊かな「循環型社会」の実現を目指し、身近なエコ活動の推進や自然環境を守る意識の醸成を図るなど、豊かな住環境を次の世代に引き継いでいくために必要となる「まちづくりの願い」を述べています。

さらに、前文では、それぞれの地域性や人権を尊重しつつ、お互いが敬愛し合えるまちを目指すとともに、一人ひとりの町民が情報共有のもと、自治の主役として、自らの責任において主体的に考え、積極的に行動することで、町民と議会と町が相互に補完し合いながら協働によるまちづくりを推進していくための「まちづくりの使命」や「まちづくりの理念」など、安平町が未来永劫栄えていくために必要となる基本的な考え方を述べています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、安平町におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、町民、議会、町及び職員の責務並びに町政運営の基本的事項を定めることにより、町民自ら考え行動する町民自治の実現を目的とします。

【解説】

- ◆まちづくりの主役である「町民」と「議会」、「町」、「職員」が、それぞれまちづくりのために果たす役割と責任を明らかにすることにより、町民が主体となって安平町の目指すまちづくりの実現を図ることを、この条例の制定目的としています。
- ◆基本条例制定後にその理念を具現化する基幹的な制度を着実に進めることにより、まちづくり基本条例を「生きた条例」にすることができるかが課題であると同時に目的となります。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、町政運営における最高規範であり、町及び議会は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図ります。

【解説】

- ◆安平町が制定する「まちづくり基本条例」は、安平町の町政運営に関する最も基本的なことを定める最高規範の条例として定めるものです。よって、この「まちづくり基本条例」の内容を最大限尊重する姿勢により、他の条例の上位にあるものとして、町の憲法的な存在として位置付けるものです。

(定義)

第3条 この条例の用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 町民 町内に住所を有する人、町内で働く人、学ぶ人、活動する人、町内で事業を営むものをいいます。
- (2) 町 町の執行機関となる町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3) コミュニティ 自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人の繋がり全体をいいます。
- (4) 参画 町の政策の企画、立案、実施及び評価の各段階に、町民が主体的に参加して関わることをいいます。
- (5) 協働 町民、議会、町がお互いの信頼関係に基づき、それぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい、地域社会の発展に取り組むことをいいます。

【解説】

- ◆この条の「定義」については、用語の意味について解釈に誤解が生じないように、この言葉はこのような意味で使いますということを規定しています。
- ◆「町」とは、通常、町の執行機関に限定せずに「議会」を含めますが、町民にわかりやすい条例という意味から、「町」は「町の執行機関」という意味で使用するとともに、第1章「総則」や第7章「議会の役割」など、議会について規定する場合においては、「議会」として「町（町の執行機関）」と区別して使用しています。
- ◆「コミュニティ」については、安平町のまちづくり基本条例の中でも重要となる部分となり、主に第4章「協働と連携協力」の中で使用していますが、コミュニティの中でも、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを特に「地域コミュニティ」といいます。また、特定の地域問題において社会貢献を目指すNPOや市民グループなどを「テーマ型コミュニティ」としています。

(まちづくりの基本理念と基本原則)

第4条 私たちのまちづくりは、次に掲げる基本理念と基本原則に基づいて推進します。

- (1) 町民が暮らしやすいまちにするため、情報の公開と情報の共有を図ります。
- (2) 町民の行動や団体の活動を活発にするため、町民参画の権利と責任を明らかにします。
- (3) 人と人の絆を育てるため、協働と連携の仕組みを築いていきます。
- (4) 次世代にまちづくりを引継いでいくため、行政の政策活動の透明化とともに、議会の役割と責務、町民、町長及び職員の責務を明らかにします。
- (5) 子どもから高齢者まで全ての町民が安心して暮らせるとともに、人々が健康で生き生きと輝いた人生を送ることができる生涯学習社会の実現を図ります。

【解説】

- ◆まちづくりの基本理念については、第1条の目的を支える理念を明確にするとともに、前文で整理したまちづくりの将来的な姿を、より具体的な形（※基本原則を含む）として表すもので、安平町が目指すまちづくりの方向性を「安平町らしさ」として象徴する内容として規定しています。

第2章 情報の公開と共有

(情報公開)

第5条 町は、町民の知る権利を保障し、参画と協働によるまちづくりを推進するため、別に条例で定めるところにより、町政に関する情報を公開し、提供することにより、町民との情報の共有を図ります。

【解説】

- ◆町は、公正で開かれた町政・町民参画と協働によるまちづくりを進めるため、町民が町政に関する情報提供を受ける権利（知る権利・取得する権利）を保障するとともに、職員が職務上作成し、又は取得した情報を積極的に公開し、情報共有を図ることを定めています。
- ◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町情報公開条例」並びに「安平町情報公開条例施行規則」を平成18年3月に制定し、その適正な運用に努めています。
- ◆町は、まちづくりに関する情報を正確、かつ、適正に収集・提供できるよう「文書管理システム」を活用し、さらなる情報の整理、保存に努めていきます。
- ◆町は、出資や財政上の援助、事務の委託、又は職員を派遣している団体に対しては、必要に応じて、当該団体の会計及び運営等に関する文書の提出を求めることができ、また、町民は町に対しそれらの公開を請求できます。なお、出資法人等の情報公開については「安平町情報公開条例」で規定されています。

(参考：情報公開条例第1条)

この条例は、町民の公文書の公開を請求する権利を明らかにし、町政に関する情報の共有化に関して必要な事項を定めることにより、町民の知る権利を保障するとともに、町の説明責任を明らかにし、町民参加による開かれた町政を一層推進し、もって地方自治の本旨に即した町政の発展に寄与することを目的とする。

(情報提供と情報発信)

第6条 町は、町の保有する情報が町民の共有財産であることを認識し、適切な方法で町民に分かりやすく提供するよう努めます。

2 町は、まちづくりに関し町民の理解を得るため、様々な手段を活用した情報提供の充実に努めます。

3 町は、情報発信手段の充実に努め、町の魅力を広く町内外へ発信します。

【解説】

- ◆町の保有する情報は、町民共有の財産であり町民がまちづくりに参画するうえで不可欠なものであることから、提供時期や方法も考慮し、町民に分かりやすく提供することを規定しています。
- ◆情報の共有については、安平町情報公開条例第19条に規定されていますが、町政を推進するうえで町民が必要とする情報を積極的に提供し、町民がこれを適正かつ容易に利用できるよう、情報共有化の推進に努めていきます。
- ◆町では、町政に関する町民の公正な判断と理解を深める情報紙として配布する安平町広報紙を発行していますが、まちづくりに関して町民の理解を得るためには、様々な手段を活用して情報提供することを規定しています。
- ◆町は、様々な媒体を活用して町の魅力を町内外に情報発信することも、移住促進やまちづくりを推進するうえで必要なことから規定しています。

(説明責任)

第7条 町は、町の仕事の企画、立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有します。

【解説】

- ◆町の説明責任については、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供とともに、分かりやすく説明（機会の設定）する責任を規定しています。
- ◆町が行う事業は、多種多様であることから、別に定める「(仮称)安平町町民参画推進条例」の町民参画の対象となる事項のほか町民への影響が大きいと考えられる事業等について、町民に分かりやすく説明していきます。

(選挙)

第8条 町長及び町議会議員の候補者は、選挙にあたり、町政に関する自らの考え方を町民に示すよう努めます。

【解 説】

◆町長及び町議会議員の候補者は、選挙にあたり、政策判断ができるよう町政に関する自らの考え方を町民に示すことが、これからの地方自治体の選挙ではとても大切なことから、各候補者の努力規定として設けるものです。なお、その手法の一つとなる「選挙広報」の発行に関する規程を含めた詳細については、町選挙管理委員会等で検討を進めていきます。

(会議の公開)

第9条 町は、町政に対する信頼性と透明性を高めるため、別に条例で定めるところにより、原則として町民に会議を公開します。

【解 説】

◆町では、情報公開の趣旨を踏まえ、各種委員会、審議会、審査会などの会議については、行政に対する信頼性と透明性を高めるため、町民の求めにより原則公開としますが、コスト面から会議のインターネット配信については、議会中継に限定しています。なお、傍聴が予定される会議、審議会等の開催日時については、町民が傍聴及び参加可能な時間に配慮することとします。

◆実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとします。ただし、安平町情報公開条例第7条に規定されています「法令又は他の条例の規定により公開できないもの」をはじめとする「公文書の非公開情報」の内容を含む議題を審議する場合には、非公開とすることとしています。

(個人情報保護)

第10条 町は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、別に条例で定めるところにより、町が保有する個人情報を適正に取り扱います。

【解 説】

◆町が保有する情報の公開（第5条）を保障する一方で、町民の基本的な人権を守り、信頼される町政を運営するため、町が保有する個人情報の適正な利用と管理を進めることについて規定するとともに、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町個人情報保護条例」並びに「安平町個人情報保護条例施行規則」により、その適正な運用に努めています。

(参考：個人情報保護条例第1条)

この条例は、町が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、町民の基本的な人権の擁護及び民主的な町政の推進に資することを目的とする。

第3章 町民参画の推進

(町民参画の権利と責任)

第11条 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利、まちづくりに参画し意見を述べる権利を有します。

- 2 町民は、まちづくりへの参画に関して自らが主役としての責任と役割を担い、積極的に参画することに努めます。
- 3 町民は、いつまでも安心して住み続けられるまちづくりのため、地域環境に配慮しながら、人々の繋がりを大切にして、地域発展に資する活動や多角的な国際交流活動に心がけます。

【解説】

- ◆町民参画の権利と責任については、地方分権社会にあつて基本的な事項であり、年齢、性別、国籍の違い、しょうがいの有無にかかわらず、町民がまちづくりの主体(主役)となつて、まちづくりに参画する権利を保障すると同時に、町民参加・参画を積極的に進めることを規定しています。
- ◆町では、町民参画を積極的に進める上で、「説明責任(第7条)」の規定により、まちづくりに関する情報をわかりやすく説明する責任があり、町政に参画する町民は、自らの活動に責任を持つことを規定しています。
- ◆町民がまちづくりに参画するにあつての「気持ちの持ち方」や「自発的な交流活動」などの考え方を示しています。

(参画機会と広聴制度)

第12条 町は、町政の基本的な事項を定める重要施策等の策定において、町民参画を基本に進めます。

- 2 町は、町民の意見を政策に反映させるため、重要施策等の策定にあつては事前に説明の機会を設けることに努めます。
- 3 町は、町民からの提案、意見、相談、苦情、照会を聴取するための広聴制度を確立し、政策に反映させるための幅広い意見聴取に努めます。
- 4 町民の町政参画については、別に条例で定めます。

【解説】

- ◆町が重要施策等の策定にあたり、様々な形で町民の意見を聴き政策に反映させる仕組みが重要となつており、広聴制度の確立により町民が策定段階から参画できるようにすることに努めると規定しています。
- ◆「重要施策等」の内容は別に定める「(仮称)安平町町民参画推進条例」において規定します。重要施策等の策定にあつては、事前に説明の機会を設けることに努めると規定しています。
- ◆町民の意見聴取等についてはこれまでも「まちづくり懇談会」や「住民提案制度」がりましたが、「より多くの町民の声」を聴くため、「どのような時」に「どのような方法」で行うかなどの枠組みが必要となつており、具体的な広聴制度について確立し、個々の取組を充実させていくことに努めると規定しています。
- ◆旧まちづくり委員会委員のように、町政の基本的な事項を定める計画等の策定過程に関わる委員については、公募による委員を含めることが必要となります。

(住民投票制度)

第 13 条 町長は、町に関わる重要事項について、直接、住民（町内に住所を有する人。以下同じ。）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。

- 2 住民投票は、住民、議会からの請求又は町長の発議があったときに実施します。
- 3 町民、議会、町長は、住民投票の結果を尊重するものとします。
- 4 住民投票の実施に関する手続き、その他必要な事項については、別に条例で定めます。

【解 説】

- ◆住民投票制度は、これまでも多くの自治体の基本条例で定めており、町民が意思決定へ参画する社会的装置としての意義は大きなものがあることから規定するものです。
- ◆現在の地方自治制度においては、選挙で選ばれた町長や町議会議員が民意を反映する間接民主制を導入しており、住民投票の結果に法的拘束力を持たせることは禁止されていますが、町民参画の趣旨からも住民投票結果を町民の意思として尊重する基本的事項について規定するものです。
- ◆町の住民投票制度は、案件ごとにその都度、議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する「非常設型」の制度ではなく、重要事項について町長、住民、議会の3者から提案及び請求できる「常設型」を考えています。これは、住民投票が必要とされる事案が発生した場合、速やかに住民投票の実施を可能にするためです。

(行政手続)

第 14 条 町は、町民の権利利益保護を図るとともに、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります。

- 2 前項に関して行う処分、行政指導と届出に関する手続については、別に条例で定めます。

【解 説】

- ◆町は、町政の執行に伴い、町民の利害に関わる処分等を行うことがあることから、町民の権利や利益を保護するため行う処分、行政指導や手続きを透明で公正に行うことを規定しています。
- ◆町では、これらの取扱いを確実なものにするため、「安平町行政手続条例」並びに「安平町行政手続条例施行規則」を平成 18 年 3 月に制定し、その適正な運用に努めています。

(参考：行政手続条例第 1 条)

この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 46 条の規定に基づき、法の規定が適用されない処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって町民の権利利益の保護に資することを目的とする。

(パブリックコメント)

第 15 条 町は、重要施策等の策定にあたっては、町民の意見を政策に反映させるため、パブリックコメント制度を推進します。

2 前項のパブリックコメント制度に関する必要な事項については、別に条例で定めます。

【解 説】

◆パブリックコメント制度については、既に「安平町民意見提出手続実施要綱（平成 19 年 6 月 1 日安平町訓令第 9 号）」により取り行っていますが、まちづくり基本条例で制度の推進について明記しました。

◆この安平町民意見提出手続実施要綱については廃止し、安平町町民参画推進条例の中で定めることとします。

◆「重要施策等」については、第 12 条の解説で説明済み。

(参考：町民意見提出手続実施要綱第 1 条)

この要綱は、町民意見提出手続について必要な事項を定めることにより、町の意思決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への積極的な参画を促進し、もって町民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

第4章 協働と連携協力（重点化）

（コミュニティにおける町民の役割）

第16条 町民は、コミュニティの繋がりを大切にするとともに、地域課題の解決と困っている人を支え合う活動に積極的に参加する役割を担います。

2 町民は、豊かな暮らしの実現のために、文化、芸術、スポーツ等を媒体として、お互いに理解し合う姿勢で協力し合い、活気あふれるまちをつくりまします。

【解説】

◆安平町総合計画の柱として掲げる「活気あふれるコミュニティが支えるまち」の創造のために、地域のコミュニティの役割が重要となります。ここでは、町民が担う役割について、第3章の「町民参画の権利と責任」との整合を図りつつ、公共団体が担うことができない「ボランティア活動」や「社会貢献活動」で期待される町民の役割について規定しています。

◆第4章の中で規定している自治会・町内会などの「地域コミュニティ」やNPO団体などの「テーマ型コミュニティ」に期待される町民の役割について規定しています。

（参加と協働）

第17条 町長は、まちづくりにおけるコミュニティの役割を認識し、地域の課題解決のため、地域住民との情報を共有し、安心して暮らすことができる持続可能な地域づくりに努めます。

2 町は、コミュニティ施策の基本的な考え方及び町民の組織的活動の進め方について、別に定めます。

3 職員は、地域住民とのコミュニケーションを図るため、地域活動に積極的に参加し地域課題の収集に努めます。

4 職員は、自治の可能性を広げるための研鑽を積み、地域活動に際して地域が望む役割を担うことに努めます。

5 町内で事業を営むものは、地域の環境に配慮し地域社会との調和を図り、安心して暮らせるまちづくりに寄与できるよう努めます。また、まちづくりに関するさまざまな地域活動に参加するなど、協働のまちづくりの一翼を担うことに努めます。

【解説】

◆町民と町は、それぞれの役割と責任に基づく自主性や主体性を尊重し、お互いに協力し合いながら、地域の様々な課題解決に取り組む「協働のまちづくり」を進め、人々の繋がりが感じられ、安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを規定しています。

◆コミュニティ施策の基本的な考え方や、町民組織・活動の進め方については、方針等を定めることを規定しています。

◆町民参加と協働のまちづくりを進めるため、町としての役割とともに、町職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことを規定しています。

◆町内の企業や事業者が協働のまちづくりの一翼を担い、地域のために環境保全活動などに積極的に参加することを規定しています。

(担い手づくり)

- 第18条 町は、協働のまちづくりを進めるため、担い手の育成に努めるとともに、町が目指す生涯学習社会の実現と教育目標を達成するため、生涯学習計画を策定します。
- 2 町は、協働のまちづくりと生涯学習社会の実現を図るため、家庭教育・地域教育・学校教育・社会教育における各種事業の実施とともに、福祉、農業、住環境などあらゆる分野の人材育成、団体育成、担い手の発掘に努めます。
 - 3 町は、協働によるまちづくりを推進するため、生涯学習及び社会教育活動の拠点となる公民館の整備と公民館活動の推進に努めるとともに、学校をはじめとする教育・文化スポーツ施設及び町内の公共施設が地域に開かれ、有効利用されるよう整備に努めます。
 - 4 前3項を推進するにあたり、協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりに主眼を置きながら、個人が学習し得られた知が地域社会の中で循環し、さらなる創造を生み出す生涯学習社会の実現を目指します。
 - 5 町は、次世代を担う子どもの成長過程における保護と支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めます。

【解説】

- ◆安平町が協働のまちづくりを進めるために欠かすことのできない「担い手づくり（人づくり）」に力を注ぐとともに、安平町における生涯学習社会の実現を図るため策定する「生涯学習計画」の策定根拠を明らかにしています。
- ◆人づくりは、子どもから青年、成人、女性、高齢者等、世代や性別を超えて町民全体で進めていかなければなりません。また、日常における、全ての町民の様々な活動や取組こそが地域を創っていることから、生涯学習の概念のもと全ての世代で積極的、主体的に活動する人材を育成し、活動を支援することがひいては地域づくり、まちづくりにつながると考えられます。そこで、本条では「人づくり（担い手づくり）」と「協働の仕組みづくり」について規定しています。
- ◆人づくり（人材育成・団体育成等）を柱にしたまちづくりを進めるため「生涯学習計画」に基づいた各種事業の普及とともに、生涯学習社会の実現のため、社会教育的手法により、あらゆる分野における事業の実施と人材育成、団体育成に取り組むことを規定しています。
- ◆公民館は、追分・安平・早来・遠浅の4地区の生涯学習活動の拠点となる施設であり、多様な学習機会の提供、自主的な学習活動の支援、学習成果活用の支援、学習情報提供、学習相談などを行っています。
- ◆町民の権利を有する子ども（満18歳未満の町民）を、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、子どもの成長過程において必要とされる「保護」及び「支援」の必要性と子どもが健やかに育つ環境の整備に努めることを規定しています。

(町と自治会、町内会との連携)

第19条 町は、自治会及び町内会（以下「自治会等」という）との連携を図るため、職員の自主性に基づき、職員が自治会等をサポートすることに努めます。

2 前項に規定する地域をサポートする職員は、町行政と地域とをつなぐ役割を担います。

3 地域をサポートする制度について必要な事項は、別に定めます。

【解説】

◆町と自治会・町内会等との連携については、町民参加と協働のまちづくりを進めるため、町職員が日常の地域生活の中において、自治会・町内会を支えるサポーターに徹しながら、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことを規定しています。

◆町職員の自主性に基づく地域をサポートする制度の運用にあたっては、自治会等との調整などが必要となる場合があることから、別に定める地域支援制度の規定において整合性を図ります。

(地域活動団体との連携)

第20条 町は、地域課題の解決及び地域の活性化のために行われる公益的な団体活動の、支援に努めます。

2 町は、コミュニティ活動の自主性と自立性を尊重し、その公益的な活動の積極的な支援に努めます。

【解説】

◆安平町が目指すまちづくりには、地域で活動している各種団体との連携とともに、そうした団体が「新しい公共」の役割の一部を担うことが不可欠と考えています。そこで、公共団体が担うことができない「ボランティア活動」や「社会貢献活動」など、地域で活動する福祉団体やNPO団体などの「テーマ型コミュニティ」に期待する役割について規定しています。

◆これら団体が行う事業（取組）については、町の活性化の動きそのものであり、町として公益的活動やボランティア活動が安定して行われるようまちづくりを支援する交付金などの支援策を新たに設けるなど、地域づくりの事業の促進を図る必要があります。

◆既存の団体や文化・スポーツサークルなどについても、個々の団体・サークル活動が円滑に進むために必要となる支援を積極的に行っていく必要があります。

(地域間連携)

第 21 条 町は、町内各地域の連携を図るため、地域の自主性を尊重し、様々な地域間交流が行われるように努めます。

【解 説】

- ◆域間の連携については、早来地区（3地区）と追分地区の融合を図るため、お互いの地域を分かり合う関係や、他の地域への思いやりを大切にする関係の構築を目指します。
- ◆地域文化の違いや地域の自主性を尊重し、安平町内の地域間ではどのような協力や連携が可能なのかについて時間をかけた議論とともに、具体的な地域間交流の取組が大切となります。

(国、北海道及び他の市町村との連携)

第 22 条 町は、地域の共通する課題を解決するため、国や北海道、他の市町村との連携を図るとともに、協力体制を確立し、町の課題解決に向けて情報交換を積極的に行うように努めます。

2 町は、他の市町村との交流を図り、友好関係の構築に努めるとともに、まちづくり施策を強く打ち出し、交流人口、定住人口の増加に向けて努力します。

【解 説】

- ◆国、北海道、他の市町村と、過疎化・人口減少・雇用問題など、地域の共通する課題に連携し、解決に取り組んでいくことを規定しています。
- ◆他の市町村との交流を図ることにより友好関係の構築や先進事例等の情報交換を行い、積極的に取組むとともに、過疎対策としての移住・定住の取組を町内外へアピールし、町民が安平町のまちづくりに自信と誇りを持って取り組んでいくことを規定しています。
- ◆町が地域の課題を解決するため、町の優れた政策を考え、国や道に政策提案することも視野に入れながら補助制度等を活用し、町の交流人口・定住人口の増加を図ることが必要となります。

第5章 政策活動の推進（重点化）

（総合計画の策定）

第23条 町は、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための基本構想及び基本計画（以下、これらを「総合計画」という。）を、この条例の理念に基づき策定します。

【解説】

◆安平町総合計画の基本構想は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定に基づき策定しましたが、地方分権改革推進計画に基づく平成23年度の地方自治法改正により、基本構想の策定義務が廃止されたことから、安平町としての総合計画の策定根拠を規定するものです。

◆町は、長期的な展望に立ち、総合的で計画的な町政運営を進めるための最上位計画として総合計画を策定し、その構成は「基本構想」「基本計画」と規定しています。

基本構想とは、まちの将来像や施策の大綱を示すもので、その実現に必要な施策、事業を表すのが基本計画です。

総合計画の期間は、現状では、将来構想10年、基本計画は前期5年、後期5年で、後期基本計画は、平成24年度から平成28年度を計画期間としています。ただし、現在の計画期間が長すぎるとの意見もあり、次期の総合計画（平成29年度から）策定時に計画期間について十分検討します。

現在の総合計画では、基本計画の基本的施策を具体的な計画とする「実施計画」を策定していますが、この実施計画の在り方については、行政評価や予算編成と併せて、行政改革の観点から検討しています。

◆総合計画の策定時には町民を含めた組織を構成して、「参画機会と広聴制度」（第12条）及び「パブリックコメント」（第15条）の規定に基づき事前説明等に努めます。

(計画の体系化)

第24条 町は、基本となる各種計画の策定においては、前条に規定する総合計画との整合性を図ります。

2 町が行う政策、施策や事業は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に根拠を置くものとします。

【解説】

- ◆第1項は、個別に定める各種計画（下記参照。指針等名称は計画でなくても同趣旨のものも含まれます。）は、安平町の最上位計画である総合計画と整合性を図ることを規定しています。
- ◆第2項は、これまで町が策定してきた安平町の個別に定める各種計画の改正や、新たに計画等を策定するにあたっては、町として全体的な計画の整合性や体系を把握することが大切となるため、総合計画を最上位計画と位置付けた個別計画の体系化を図ることを規定しています。
- ◆町が策定する各種計画には、「安平町地域防災計画」、「安平町過疎地域自立促進市町村計画」、「安平町土地利用計画国土利用計画」などの法律の規定に従い策定する計画と「第2次安平町行政改革プラン」、「安平町住宅総合計画」、「安平町生涯学習計画」など、町が独自に政策推進のために策定する計画があります。第1項では、これら各種計画の策定、見直しには総合計画との整合性に留意して策定することとしています。
- ◆第2項は、法律を根拠として策定する計画に定める政策施策や災害時などの緊急を要する事業を除き、政策、施策や事業を実施する根拠は、総合計画に示されていないとされています。

法律根拠の計画 （一部）

地域防災計画、国民保護計画、男女共同参画計画、過疎地域自立促進市町村計画、耐震改修促進計画、土地利用計画、国土利用計画、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画、農業経営基盤強化促進基本構想、酪農・肉牛生産近代化計画、鳥獣被害防止計画、森林整備計画、公共下水道事業計画、地域福祉総合計画、次世代育成支援対策行動計画、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、しょうがい福祉計画、健康あびら21

町独自の計画 （一部）

第2次行政改革プラン、総合計画(基本構想、基本計画)、中期財政計画、徴収事務基本方針、徴収事務処理計画、滞納対策計画、住宅総合計画、公営住宅等長寿命化計画、公共施設活用実施計画、農業・農村振興計画、保育計画、町道整備計画、町道橋長寿命化修繕計画、普通河川整備計画、公園長寿命化計画、生涯学習計画

(財政運営等)

第 25 条 町は、効率的で効果的な財政運営を図るため、総合計画に基づく財政計画を策定します。

2 町は、保有する財産の適正な管理に努めるとともに、財政運営の状況をわかりやすく公表します。

3 町は、必要に応じ専門性と独立性を有する外部監査人による財務事情及び特定の事業等に関する監査を実施するものとします。

【解 説】

◆第 1 項は、安平町が将来にわたり自主自立的な財政運営を行うため、総合計画に基づいた事業実施と自主財源の確保や行財政改革による無駄のない予算執行を行うため、これまで同様「財政計画」を策定し、財政の健全化を図ります。

◆第 2 項は、町有財産の適正な管理及び財政計画に基づく財政運営について、「町の財政状況」や「わかりやすい予算書」などにより、町民に公表する根拠として規定します。

◆第 3 項は、地方公共団体の監査機能として監査委員がありますが、監査機能の専門性と独立性を高めるため、外部監査制度の導入について規定するものです。

◆財政計画は、歳入歳出費目を積上げ、10 年先の歳入歳出状況、地方債残高、基金残高等を推計しますが、平成 21 年の衆議院議員選挙による政権交代以降の地方財政は複雑であり、社会経済情勢の変化が早い現代においては、簡単に長期的な財政計画を策定することは難しく、実施計画と同様に財政計画も毎年度見直しを行うこととしています。また、地方交付税も合併特例が縮小に向かうことから、「入るを計りて、出るを制す」ことが必要です。

◆町の財政状況は、地方自治法第 243 条の 3 第 1 項及び安平町財政状況の作成及び公表に関する条例で、その作成と公表の内容、方法が規定されています。安平町では、毎年 6 月と 12 月に歳入歳出予算の執行状況、住民負担の状況、地方債の現在高等を町広報紙に掲載しています。また、平成 21 年 4 月から毎年 1 回、わかりやすい予算書を総合計画の構成形式で発行しています。

◆旧安平町まちづくり委員会の中で、財政関係の外部チェック機能を果たしている議会とは別な仕組みによる外部評価（外部監査）の必要性が議論されました。これを受け、必要な事案が発生したときに外部監査を実施する規定を追加するとともに、財政運営等の外部評価についても、「行政改革（第 25 条）」及び「行政評価（第 26 条）」の取組の中で規定しています。

◆地方公共団体の監査は、地方自治法 195 条第 1 項に「監査委員を置く」と規定されており、財務監査、決算審査、例月現金出納検査等を実施しますが、この監査委員に加えて地方自治法を改正して導入されたのが外部監査制度です。外部監査制度は、地方公共団体の監査機能の専門性、独立性を強化して、住民の信頼を高めることを趣旨とし、その目的は、「住民福祉の増進と費用対効果の効率化」、「組織、運営の合理化と適正化」にあります。

◆外部監査制度には、包括外部監査と個別外部監査の 2 種類があり、弁護士、公認会計士、税理士と外部監査契約を締結します。包括外部監査の実施には外部監査の種類、外部監査の対象、外部監査を請求できるものなどを規定する条例を別途設けることになります。

(行財政改革)

第 26 条 町は、安定した行財政運営のため、その基本的な考え方と具体的な改革事項に関する計画を策定し、常に行財政改革を進めます。

【解 説】

- ◆安平町では、これまで平成 18 年度に策定した行政改革大綱及び集中改革プランにより行政改革を進めてきましたが、これら行政改革を進めるための計画の策定根拠を明確にするとともに、国の法令や北海道条例の改正などに左右されない、安平町としての改革の立ち位置を規定しています。
 - ◆これまでの行政改革大綱及び集中改革プランを引継ぐ「第 2 次安平町行政改革プラン」を策定、推進していきます。なお、行政改革プランの策定、及び見直しにあたっては、行政改革の取組結果と積み残し案件を精査、反映させるとともに、財政削減を中心とした財政改革に偏らないよう、行政運営システムの改革を含めた見直しのバランスを図ります。
- さらに、「新たな仕組み」を常に検討するなど、不断の行政改革の意識により推進していくことを規定しています。

(行政評価)

第 27 条 町は、重要な施策等について行政評価を実施し、その結果を町民にわかりやすく公表するとともに、施策等への反映に努めるものとします。

- 2 町は、行政評価を実施するにあたっては、町民意見を反映し、客観的な手法を用いるように努めるものとします。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、行政評価に関して必要な事項は、別に定めます。

【解 説】

- ◆第 1 項は、「重要な施策等」は、評価、公表、施策反映の規定ですが、「行政評価」とは、町の行政活動を客観的に評価して、その評価結果を行財政運営に反映させることを目的としています。
- ◆第 2 項は、評価の実施方法の原則として、町民意見の反映と客観性を規定しています。
- ◆第 3 項は、行政評価の手法等を別に定める規定ですが、当面は平成 21 年度策定の「安平町行政評価システム導入計画」に基づき実施しながら、新たな行政評価制度の確立を推進します。
- ◆安平町では、現時点で行政評価制度は確立していません。現在、町が行っている行政評価としては、総合計画の実施計画のヒアリング時における行政内部での事前評価及び途中評価と、行政改革推進委員会を外部評価機関として位置付け、総合計画に基づく事業や町民に大きく影響する施策、行政改革プランの達成度評価等を実施しています。
- ◆新たにする行政評価制度は、評価の対象、評価の種類、評価の実施方法などを規定し、「客観的手法で定量的な実施」、「結果を政策施策に効率的に活用・反映」、「情報を分かりやすく公表」を基本原則とします。
- ◆第 22 条の総合計画の策定で触れたとおり、「実施計画」、「行政評価」、「予算編成」の三つの業務を一体化させ簡素で効率的な業務システムを検討していきますが、行政評価の評価結果を活用し、町政に反映させ、政策の充実と透明性の向上に努めます。

第6章 行政組織と職員

(行政組織の編成)

第28条 町は、社会情勢の変化に迅速に対応するため、機能的で横断的な連携を図ることのできる組織体制を確立し、円滑な行政運営に努めます。

2 町は、行政組織の新設、統廃合を行う際には、職員数の推移を考慮し、長期的な視点に立った機構改革に努めます。

【解説】

- ◆行政組織の編成については、職員定員適正化計画との整合を図りながら、長期的な視点で取り組むための仕組みが必要となることから、行政組織体制の基本的な考え方を規定しています。
- ◆行政組織の新設、統廃合については、第1項の短期的な情勢変化への対応と、第2項の長期的な視点に立った改革をバランス良く行うことが重要となります。

(危機管理体制)

第29条 町は、災害等の緊急事態から町民の生命、身体及び財産を守るため、総合かつ機能的な危機管理体制を整備します。

2 町は、町民及び関係機関との協力及び連携を図り、防災訓練を行うなど災害等に備えます。

3 町民は、災害等の発生時は、自らを守る努力をするとともに、自らの果たす役割を認識し、地域で支え合う仕組みに参加協力します。

【解説】

- ◆町防災計画やハザードマップなどで想定される災害に備え、定期的に庁舎内の危機管理体制の整備、周知を行うとともに、町民や関係機関と連携した防災訓練（行動訓練・図上訓練）による危機管理意識の向上を図ります。
- ◆新型インフルエンザ、家畜伝染病（鳥インフルエンザ、口蹄疫）など、近年これらの感染対策の重要性が高まっていますが、これらの伝染病対策については、北海道や町のマニュアル等に基づき対応しています。
- ◆異常気象の頻度が増し、これまで以上集中豪雨や落雷が多くなることに起因した「長時間停電」についても、住民生活のみならず、危機管理体制の中核である役場庁舎機能（早来庁舎・追分庁舎）にも重大な影響を及ぼすことから、ライフラインや情報機器を含めた長期停電対策の整備充実化とともに、様々な災害等を想定した全町的な危機管理体制の整備を進めます。
- ◆町が実施する防災訓練への参加や自主防災組織設立に対する支援とともに、災害時要援護者登録制度（H22.7開始）等、災害時に自力で避難することが困難な方を支援する善意と地域の助け合いによる「地域で支え合う」仕組みづくりへの参加促進とともに、意識啓発を図ります。
- ◆安平町は、活断層を含む「石狩低地東縁断層帯主部」の場所に存在する。こうしたことから、通常の地震対策に加え自衛隊の弾薬庫や燃料庫の被害状況等の把握による危機管理体制の強化も重要となります。（※防災計画との整合を図ります。）

(職員政策)

第 30 条 町は、多様化する町民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成に努めます。

2 町は、政策形成能力、説明能力等が高めるため自己研鑽を図る職員に対し、多様な研究機会の保障に努めます。

3 町は、職員を町の貴重な人的資源として捉え、職員の計画的な採用及び将来を見据えた適正な人事配置に努めます。

【解 説】

- ◆社会情勢の変化により、町民のニーズも高度化・専門化していることから、これらに対応できる知識や能力を持った職員の人材育成に努めなければならないことを規定しています。
- ◆町では、平成 18 年度に「安平町人材育成基本方針」を策定し、合併という大きな情勢の変化や多様化する行政ニーズに適切に対応できる職員の育成に努めてきましたが、地域主権時代を迎え、職員には、さらにプロとしての高い専門能力などが求められることから、平成 24 年度に「安平町人材育成基本方針」を全面的に改正し、町民との協働によるまちづくりを進めていくことのできる人材の育成に努めています。
- ◆第 2 項の「政策形成能力・説明能力等」の「等」については、読解力・使命感・倫理観に加え、法制能力・対人交渉等の能力など多岐にわたるもので、具体的には、先進地の視察、団体との交流、勉強会参加などを想定しています。よって、勤務日のみならず、土・日曜日・祝日など、勤務日以外に自己研鑽のため参加する職員に対し、休暇の付与や組織としての精神的な支えなど、側面的に支援することにより、多様な研究機会を保障することを規定しています。
- ◆行政組織を構成する職員自身が専門分野や知識を広く究めるため、自己研鑽する職員に対し、側面的に支援することにより組織力の向上を図ります。(28条の解説から移動)
- ◆職員の任免・給与・勤務時間等の人事行政の運営状況の公表については条例を制定済みですが、職員を資源と捉え、将来にわたりどのような考え方で人事(採用・異動)を政策として行うのかなど、基本的な人事の考え方を規定しています。
- ◆安平町職員の年齢構成には大きな偏りがあり、職員採用数の抑制から年齢構成バランスの改善が短期間には進まない状況から、こうした改善を長期的に進めていく必要があります。(※職員の構成バランス：年齢、男女比率、専門職の数、高卒・大卒など)

第7章 議会の役割

(議会の役割と責務)

第31条 議会は、町の意味決定機関であり、行政との緊張を保持しながら適正に監視するとともに、立法などの町の重要な政策を決定する役割を果たします。

- 2 議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点を広く明らかにします。
- 3 議会は、政策提言と政策立案の強化を図るため、調査活動と立法活動の充実を図ります。
- 4 議会は、言論の府としての議会の本質に基づき、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。
- 5 前各項に規定するもののほか必要な事項は、別に条例で定めます。

【解説】

- ◆議会在町の政策の意味決定を行う機関であることを明記するとともに、議会に係る基本的な事項について規定しています。なお、議会改革など議会運営については、「安平町議会基本条例（仮称）」により議会が別に定めます。
- ◆議会が、地方公共団体の意思を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うとともに、議員相互の自由な討議を重んじることにより、地方自治の適正な運営に努めなければならないことを規定しています。

(議員の役割と責務)

第32条 議員は、地域の発展と教育文化及び町民全体の福祉の向上を目指して活動する役割を果たします。

- 2 議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高めるために自己研鑽により、町民の信託に応えます。
- 3 議員は、町民の信託を受けた町民の代表であることを認識し、その倫理性を自覚して公正に活動します。

【解説】

- ◆議員は、町民から選ばれた代表としての自覚と責任を持ち、議員各自が「地域の発展」「教育文化の向上」「町民全体の福祉の向上」に努めることについて規定しています。
- ◆議会としての責務と同様、多くの町民の声を聞き、意見等を把握し町民の意思が町政に反映されるよう努めることについて規定しています。
- ◆町が発展していくためには議員活動が活発に行われることが重要であり、そのための自己研鑽の必要性について明記しています。

第8章 町民、町長、及び職員の責務

(町民の責務)

第33条 町民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、互いに尊重し、協力してまちづくりの推進に努めます。

- 2 町民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。
- 3 町民は、地域における人と人との触れ合いが、個人の人間形成や、安全安心な住環境、地域文化の継承などに大きな役割を果たしていることを認識し、地域の絆を深めるように努めます。
- 4 町民は、行政サービスに伴う負担を分担する責務を有します。

【解説】

- ◆協働のまちづくりを進めていくためには、主体となる町民のまちづくりへの参画が重要です。よって、イベントやコミュニティ活動など様々な場面で町民が主体的に参画・行動することが安平町の持続的な発展に必要な不可欠であることから、これらを町民の責務として規定します。
- ◆安平町では、これまで「安全安心な住環境づくり」を進めるため、町民の協力により様々な活動（防犯・防災・地域文化活動など）を行っており、これらの根拠を規定します。
- ◆地方分権社会にあって、地域のことは地域が主体的に担っていくことが求められており、様々な行政サービスには、住民の財政的負担や参加による負担が必要となることから、これらの責務を果たすよう努めることを規定します。

(町長の責務)

第34条 町長は、この条例の基本理念に基づき、町民の信託に応えるため、町の代表者として公正かつ誠実にまちづくりを進めます。

- 2 町長は、この条例の基本理念を実現するため、町民に潜在する優れた知恵や能力を掘り起こし、協働のまちづくりを進めます。
- 3 町長は、職員を適切に指揮監督するとともに、自ら先頭に立ち協働のまちづくりを進めます。

【解説】

- ◆町長は、住民から選挙で選ばれまちづくりを信託されていることから、その責務を自覚し、公正で民主的、かつ、効率的なまちづくりを推進する責務について規定しています。
- ◆町長が、この条例で定める「基本理念と基本原則」を進めるにあたり、町民の知恵や能力を最大限に活かし、行政と町民との協働によるまちづくりを推進する責務について規定します。
- ◆町長は、町民の信頼に応えるよう人材育成を図り、職員を適切に指揮監督するとともに、自ら先頭に立ち、全力を挙げてまちづくりを推進する責務を規定しています。

(職員の責務)

第 35 条 職員は、その職責が町民の信託に基づくものであることを自覚し、常に町民の視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行します。

- 2 職員は、まちづくりの専門職として、職務に必要な知識、技能等の能力向上のため、常に自己の研鑽に努めます。
- 3 職員は、自らも地域の一員であることを認識し、町民との信頼関係を深め、まちづくりにおける町民相互の連携が図られるよう努めます。

【解 説】

- ◆職員は、地方公務員法第 30 条のサービスの根本基準などの規定を遵守することは当然ですが、常に町民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行することを改めて規定しています。
- ◆職員は、地域主権時代に対応できる専門性が求められることから、まちづくりのプロとしての自覚を持ち、常に自己研鑽することにより、職務に必要な知識や技能の向上に努めることを規定しています。
- ◆職員は、地域の一員として、地域のまちづくりに積極的に参加し、町民との信頼関係を深めるとともに町民相互の連携を図り、町民主体のまちづくりを進めていくことを規定しています。

(意見、要望、苦情等への対応)

第 36 条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実かつ的確に対応しなければならない。

- 2 町は、前項の対応に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するとともに、その対応記録を作成します。

【解 説】

- ◆町の説明及び対応に係る責任については、情報共有に基づく協働のまちづくりを進めるうえで、情報の提供とともに、分かりやすい説明（機会の設定）や、町民からの意見・要望などに対する回答責任などがあります。
- ◆町は、意見、要望、苦情などがあったときには、町民相互の声に総合的に対応する姿勢や仕組みが重要であり、これまで実施してきた文書などによる「住民提案制度」のみならず、町民との日常会話や電話、Eメールによる応答などを含めた規定としています。
- ◆職員全員が町民からの苦情に対応し、誠実かつ的確に対応するためには、職員一人ひとりの意識改革や対応能力のレベルアップが必要となります。
- ◆町は、苦情等の対応を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成することを規定しています。
- ◆「説明責任」については、第 7 条に規定していますが、それは、まちづくり基本条例の中で「説明責任」を明確に規定するものであり、本条にも密接に関係してきます。

第9章 町民自治推進委員会と実行性の確保

(町民自治推進委員会の設置)

第37条 町長の諮問に応じ、町民の視点に立って、この条例に基づくまちづくりを推進するため、町民自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

【解説】

- ◆まちづくり基本条例を「育てる条例」として位置付け、条例施行後、本条例が遵守されているか、また、実行されているかなど、「まちづくり基本条例」の運用状況を調査・審議する機関として位置付けています。
- ◆町の各種委員会には、法律の定めで設置が規定されている「法定委員会」と町が独自の判断で設置している「任意設置委員会」の2種類があり、この町民自治推進委員会は任意設置委員会となります。
- ◆「(仮称)安平町町民自治推進委員会条例」では、所掌事務、組織、会議の方法など詳細に定めていきますが、本条例第12条「参画機会と広聴制度」の第4項で規定する「(仮称)安平町町民参画推進条例」にも深く関連することから整合性を図る必要があります。

(条例の見直し)

第38条 町長は、社会情勢などの変化に対応するため、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに見直し、及び検証を行い、将来にわたりこの条例を育て発展させていきます。

【解説】

- ◆まちづくり基本条例を最高法規（規範）として、名実共に安平町の憲法とする考え方にに基づき規定します。
- ◆現在、地方自治制度の変革の時期にあること、さらに、安平町のまちづくりの成長過程に合わせ、この条例を町民が見守る中で「育てる条例」に位置付け、5年以内という上限の期間を定め、前条に規定する「町民自治推進委員会」において見直し審議を行うことにより、本条例の形骸化を防ぎます。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。

【解説】

- ◆まちづくり基本条例の中には、「別に条例・規則で定める」という規定があり、まちづくり基本条例の公布から施行日まで1年間の猶予を置き、この間に必要な条例の整備、各種制度の構築、庁内体制の整備、町民や団体周知徹底を図ることにより、まちづくり基本条例の実効性を確保します。